

地盤変動に伴う建物損傷について

平成11年11月30日用地第711号
用地課長通知
最終改正 平成28年2月29日

標記について、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和61年4月1日付建設事務次官通知）、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の運用について」（昭和61年4月1日付建設省建設経済局調整課長通知）及び埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱別記17「地盤変動影響調査算定要領」によるもののほか、下記のとおり取扱いを定め、平成11年12月1日から適用することとしましたので通知します。

記

（1）通常損失補償料

動産移転料

建物等修復工事に伴い、工事期間中に仮住居等を必要とする場合の動産移転料については、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第34条、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「細則」という。）第18及び埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領（以下「取扱要領」という。）第14に準じて算定するものとする。

仮住居等補償料

建物等修復工事に伴い、工事期間中に仮住居等を必要とする場合の仮住居等補償料については、基準第35条、細則第19及び取扱要領第15に準じて算定するものとする。ただし、仮住居の期間については、修復工事に要する日数（作業準備、整理後片づけ期間として4日間含む。）とする。

家賃減収補償料

建物の一部又は全部を賃貸している者が、建物の修復工事に伴い工事期間中賃貸料を得ることができないと認められる場合の家賃減収補償料については、基準第36条、細則第20及び取扱要領第16に準じて算定するものとする。

借家人に対する補償料

建物の一部又は全部を賃借している者が、建物の修復工事に伴い工事期間中賃借を継続することが困難となると認められる場合の借家人に対する補償料については、基準第37条、細則第21及び取扱要領第17に準じて算定するものとする。

（2）その他経費

建物等の修復工事に伴うその他経費については、基準第40条、細則第24及び取扱要領第20に準じて算定するものとするほか、次により算定するものとする。

ア 仮住居選定に要する費用については、原則として自ら選定（以下「自己選定」という。）するものとして算定するものとする。ただし、当該地域の実情等によって自己選定することが困難であると認められるときは、宅地建物取引業者に委託して選定する費用を算定するものとする。

イ 就業できないことにより通常生ずる損失の補償額については、当該地域における平均的な労働賃金（日額）に次表の日数を乗じて得た額とする。

種 別	日 数	備 考
自 用 家	10日	工事期間中仮移転又は仮住居を伴うもの
	4日	工事期間中仮移転又は仮住居を伴わないもの
貸 家	4日	
附 属 家	3日	
借 家 人	8日	工事期間中仮住居を伴うもの
工 作 物	2日	

- （注）・営業休止補償を行う場合については補償しない。
- ・工場、倉庫、店舗、事務所等については、この表に準じて算定するものとする。
 - ・官公署等が相手方である場合には補償しない。